

令和8年度夷隅郡市法令外負担金審査方針

法令に定めがなく市町村が団体に支弁する法令外負担金等（以下「負担金等」という。）をもって活動する各種団体は、情報交換、施策に関する調査研究、職員研修、国等関係機関への要望など、公益性を有し、かつ、市町村行政に寄与するとともに市町村が単独で実施するよりも効果的で様々な活動を行っている。

この負担金等の審査に当たっては、市町村財政が依然として厳しい状況にあることに鑑み、必要かつ最少の経費で最大の効果を上げることができるよう、厳正に審査を行う必要がある。

このため、令和8年度の負担金等の審査に当たっては、次のとおり基本方針を定め、実施することとする。

1 審査の基本方針

- （1）負担金の額が、原則として前年度の承認額以下であること。ただし、特に増額の理由がある場合は「理由書」（任意様式）の提出があること。なお、繰越金の減少により負担金の増額を要望する場合にも「理由書」の提出を確認すること。
- （2）繰越金等留保財源を多額（負担金要求額の20%以上）に有している団体は、負担金の引き下げを行うこと。
- （3）前年度の審査において、負担金の承認にあたり条件を付された団体については、その条件の解消が図られているかを含めた審査をする。
- （4）個々の事業について、その必要性が十分検討されていること。
- （5）最小の費用で最大の効果を生む運営がされていること。
- （6）事業の目的が公共性を有し、かつ、市町村行政に寄与するものであること。
- （7）設立の目的が薄れ、会議等が大部分を占める団体については、負担金の全部または一部を削減すること。

- (8) 住民の価値観や社会情勢等の変化に伴い、団体の存続理由が薄れていないか検証すること。
- (9) 団体の設立目的、事業内容等に照らし、各構成団体間における負担の公平と均衡が保たれていること。
- (10) 上部団体負担金のある団体については、当該団体から上部団体に対し減額等負担軽減の申し入れを行ったかを確認し、審査する。
- (11) 事業費割により市町村負担金を算定している団体については、事業費の増加に比例して負担額を増額させることのないよう必要に応じ事業費割の引き下げを含めた審査をする。
- (12) 物価上昇等の経済状況の変化に伴う負担金額の増額については、適当と認められるかどうかを慎重に審査する。

2 審査の重点事項

- (1) 団体の運営費の適否
- (2) 国、県、市町村等構成団体間の負担割合及び負担金算出基準の適否
- (3) 規模割、均等割、事業費割等の負担金算出基準の適否
- (4) 特別負担金（単年度または数年度限りの負担金及び視察研修経費等）の適否
- (5) 上部団体負担金の適否
- (6) 前年度の負担金要求に係る指摘事項、指示事項、改善事項等の是正状況

3 その他留意事項

- (1) 人件費については、千葉県最低賃金を考慮して計上すること。増額の場合は、「理由書」を提出すること。
- (2) 各団体の県外視察研修または、県外総会等は実施しないこと。
- (3) 食糧費については、原則認めないものとするが、やむを得ず予算計上する団体は食糧費支出明細書及び理由書（別紙様式2）を提出すること。【お茶代は一人あたり150円。お弁当代は一人あたり600円（お茶代を含めない）で積算すること。】

※前年度の審査時に当該書類が未提出の団体で、令和7年度に食糧費の支出がある場合（見込みを含む）は、令和7年度分として新規に当該書類を提出すること。

（4）前年度予算執行状況審査等において指摘・指導のあった事項については、十分精査し是正すること。

（5）令和7年度予算について、前年度の審査時に提出した収支予算書（案）が変更されている場合は、その収支予算書が各団体の総会等において承認されたことが確認できる書類（総会資料等）を提出すること。

4 提出書類等

（1）提出書類

令和8年度法令外負担金要求関係書類

- ① 令和8年度事業計画書
- ② 令和8年度収支予算書
- ③ 令和8年度予算概要（別紙様式1）
- ④ 負担金要求額または人件費増額の理由書 ※該当がある場合
- ⑤ 食糧費支出明細書及び理由書（別紙様式2） ※該当がある場合
- ⑥ 団体の設立目的または存続理由（別紙様式3）
- ⑦ 市町村負担金算出表
 - ・算出基礎を明確にすること。
 - ・市町村個々の負担金額は、四捨五入し千円単位にまとめる。

令和7年度予算関係書類

- ⑧ 令和7年度執行状況見込調書（別紙様式4）
- ⑨ 令和7年度予算収支承認確認書類（総会資料等） ※該当がある場合
- ⑩ 指摘事項等に対する措置状況（別紙様式5） ※該当がある場合

令和6年度決算関係書類

- ⑪ 令和6年度事業報告書
- ⑫ 令和6年度決算書

(2) 提出部数

①令和8年度法令外負担金要求関係書類 ①～⑦ 各16部

②令和7年度予算関係書類 ⑧～⑩ 各4部

③令和6年度決算関係書類 ⑪・⑫ 各4部

※提出書類は、A-4版に編綴し、ホチキス止めしないようお願いします。

(3) 提出期限

令和7年9月17日(水) 期限厳守のこと。

(期日までに提出がない場合は、審議対象外となる場合があります。)

(4) 提出先 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 事務局総務課企画係

〒298-0124 いすみ市弥正88番地1

電話 0470-86-6600 FAX 0470-86-6631

(5) その他

○負担金要求額算出にあたり、人口等を使用する団体にあつては、別紙「負担金算出基礎人口・世帯表」を使用し算出してください。

負担金算出基礎人口・世帯表

(単位：人・世帯)

市 町 名	人 口	世 帯 数	備 考
勝 浦 市	14,964	8,009	
い す み 市	34,355	16,921	
大 多 喜 町	7,864	3,737	
御 宿 町	6,803	3,673	
合 計	63,986	32,340	

※ 人口・世帯数は、令和7年7月末日現在（住民基本台帳人口（外国人含む。））